

## 役務費の支給に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、岩手県理学療法士会（以下、本会）が行う事業において役員以外が従事する役務費の支給に関して必要な事項を定める。

### (役員の種類)

第 2 条 この規程における役員とは理事・監事を指す。

### (役務の種類)

第 3 条 役務は本会業務に従事するにあたり、上位役職から指示された内容とする。  
2 課長以下の役職から指示された従事者の役務内容は、その指示内容が指示を行った役職から報告を行い課長へ集約される。

### (役務費支給の種類)

第 3 条 役員以外の会員が本会の事業に従事し、自宅等での事務的作業を行った際に支給する。

### (役務費支給の額)

第 4 条 事業に関する事務的作業を行った際には、年間あたり 2 万円を上限に、一人あたり時給 1,000 円を支給する。  
2 1 時間に満たない役務については、他の役務と合算して申請することができる。

### (役務費支給の手続き)

第 5 条 役務費支給に関する申請は役務従事者が申請書を作成し、部長を通じて事務部に提出される。  
2 役務費は事業年度半期を目安に申請される。  
3 提出された申請内容に関し、事務部から担当課長へ役務の実態を照会することがある。  
4 照会により役務の指示が確認されない場合には申請を却下することがある。

### (特例)

第 6 条 役員が代理のきかない特別な技能を要する役務に従事し、従事者からの申請

があった場合には、事務部長がこれを受理し、会長・副会長の議を持って、役務費支給の額の範囲で支給することが出来る。

- 2 役員が代理のきかない特別な技能を要する役務に従事する場合、会長の命を必要とする。
- 3 役員が特例として役務費支給の申請を行う場合、本人が直接事務部に提出する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めのない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 2 日より施行する。
- 2 この規則は、令和 7 年 1 0 月 2 3 日より施行する。